

香芝市告示第50号

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり公金徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

香芝市長 福岡 憲宏

1. 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
香芝市磯壁三丁目66番地3 公益社団法人 香芝市シルバー人材センター 理事長 船木 克容	自転車駐車場使用料

2. 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで